

7山日漁調指示第7号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第1項の規定に基づき、油いかを使用する釣り漁法の禁止について、次のとおり指示する。

令和7年12月11日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会長 中島 均

1 指示する内容

(1) 漁法の禁止

油づけえさ、その他の油性物を利用したえさ又はその擬じを使用する釣り漁法を禁止する。

(2) 禁止する海域

山口県日本海海区

2 指示の有効期間

令和8年1月1日から令和 10 年 12 月 31 日まで